

# お知らせ

## 外来リハビリテーション料の一部が変わります

当センターのリハビリテーション料は「障害児(者)リハビリテーション料」で算定を行っておりますが、8月より「脳血管疾患等リハビリテーション料 I」を追加させていただくこととなりました。

今後、「脳血管疾患等リハビリテーション料 I」で算定させていただく方には、リハビリテーションの目的や内容が記載された総合実施計画書を基に、説明と同意をさせていただくこととなります。

これに伴い、「脳血管疾患等リハビリテーション料 I」で算定させていただく一部の患者様には、自己負担額が変更になる場合があります。

### 【現 行】

◆ 障害児(者)リハビリテーション料	(1単位につき)	自己負担額(3割)
・ 6歳未満の患者様の場合	2,250 円	675 円
・ 6歳以上18歳未満の患者様の場合	1,950 円	585 円
・ 18歳以上の患者様の場合	1,550 円	465 円

※通常 1 回 2 単位を行います

### 【移行となる方の例】

<自己負担額は、3割負担の保険を例にしております。>

◆脳血管疾患等リハビリテーション料 I	(1単位につき)	自己負担額(3割)
	2,450 円	735 円
	※通常 1 回 2 単位を行います	
◆リハビリテーション総合計画評価料	(月1回まで)	自己負担額(3割)
	3,000 円	900 円
	※3ヶ月 1 回を目安に評価をします	

注:「脳血管疾患等リハビリテーション料 I」は、同じ県内の他の医療機関と重複して受けていただくことができませんので、総合受付窓口へお申し出ください。

例: ○「障害児リハ(6歳未満)」→「脳血管リハ I」に移行となった場合の自己負担額(1回 2 単位時)

- ・障害児リハ(3割負担) 1,350 円
  - ・脳血管リハ( " ) 1,470 円
- ← 今までより 120 円「高」となります。